

取手市社会福祉協議会生活困窮者等エアコン購入費等助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この規定は、居住する住宅に使用できるエアコンのない高齢者等の生活困窮者に対し、エアコンの購入及び設置並びに修理（以下「購入等」という。）を促進することで、生活困窮者の熱中症による健康被害を予防するため、エアコンの購入等に係る費用（消費税及び地方消費税を含む。以下「購入費等」という。）の全部又は一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成の対象となる者は、世帯員全員の住民票が取手市にあり、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する世帯であること。

ア 75歳以上の者がいる65歳以上の者のみで構成される世帯

イ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者がいる世帯

ウ 療育手帳[㊤]又はA判定の交付を受けている者がいる世帯

エ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者がいる世帯

オ 未就学児がいる世帯

(2) 居住している住宅において、エアコンが未設置の世帯又は故障で使用できないエアコンがない世帯であること。

(3) この要綱に基づく助成金の交付を過去に受けたことのない世帯であること。

(4) 世帯員全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村民税が非課税の世帯であること。

(5) 世帯員全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、購入費等とする。

(助成金の額等)

第4条 助成金額は、前条に規定する費用又は5万円のいずれか少ない額とする。

2 助成金の交付は、1世帯につき1台分限りとする。

(申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、エアコンの購入等を行う前に、生活困窮者等エアコン購入費等助成申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて、助成を受けようとする日の属する年度の10月末日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 見積書
- (2) 誓約書兼同意書
- (3) 住民票謄本（同一の生計を営む世帯全員分。発行後3ヶ月以内）
- (4) その他会長が必要と認める書類

(決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否及び助成金額を決定するとともに、生活困窮者等エアコン購入費等助成決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 会長、第5条の規定による申込みを行った者が多数であるときは、助成金の交付を申請することができる者を抽選により決定するものとする。

(完了届)

第7条 前条の規定による決定を受けた者（以下「助成決定を受けた者」という。）は、エアコンの購入等完了後、速やかにエアコン購入等完了届（様式第3号）に次に掲げる書類等を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 対象経費に係る領収書の写し（内訳明細がわかるもの）
- (2) その他会長が必要と認める書類

2 会長は、前項に規定する書類の提出があったときは、実地確認が必要と認める場合、当該エアコンの状態を確認できるものとする。

(助成金の請求)

第8条 助成決定を受けた者が前条第2項に規定する完了確認を受けたときは、生活困窮者等エアコン購入費等助成金請求書（様式第4号）（以下「請求書」という。）により、会長に助成金の支給を請求するものとする。

(完了届並びに助成金の請求及び受領の委任)

第9条 助成決定を受けた者は、第7条に規定する書類等の提出並びに前条に規定す

る助成金の請求及び受領をエアコンの購入等を行った事業者に委任することができる。

2 前項の規定により委任を受けた事業者は、請求書に代理受領に係る委任状（様式第4号の2）を添えて提出しなければならない。

（助成の取り消し）

第10条 会長は、助成決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定を取り消すことができる。

- （1）虚偽の申請、その他不正な行為により助成決定を受けたとき。
- （2）助成決定を受けた者が、エアコンの購入等を行わないとき。
- （3）その他この要綱の規定に違反したとき。

（助成金の返還）

第11条 会長は、前条の規定により助成決定を取り消した場合において、既に助成金が支払われているときは、その返還を命ずるものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。